

那須塩原市鳥野目河川公園
指定管理者募集要項

令和 6 年 6 月
那須塩原市建設部保全管理課

那須塩原市は、民間能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年那須塩原市条例第 230 号）第 2 条の規定により、次のとおり当該施設を管理する指定管理者の候補者を募集する。

I 対象施設の概要

1 名称及び所在地

名 称 鳥野目河川公園
所在地 那須塩原市鳥野目 391-1

2 施設の設置目的

鳥野目地区の豊かな自然と那珂川の優れた景観を生かして、栃木県が那珂川河川環境整備事業及び地方特定河川等環境整備事業により、子どもから大人、若者やファミリー層を対象とした、アウトドアスポーツを楽しめる施設を中心として整備を行った。

また、「澄み切った空気と爽やかな風、さらには那珂川のせせらぎと鳥たちの歌声」をメインテーマに、宿泊を伴う観光レクリエーションのニーズに応えることを目的とし、市が平成 7 年度以降にコテージ等の施設を順次整備してきた。

3 施設の規模等

施設面積	157,515 m ²
供用開始年月日	平成 7 年 4 月 1 日
施設内容	修景施設 芝生 53,980 m ² 、生垣 850 m ² 、その他の植栽 54,974 m ² 、大池 12,560 m ² 、せせらぎ水路 4,288 m ² 、モニュメント 1 箇所、橋 16 箇所 休養施設 ベンチ 18 基、自由広場 6,020 m ² 、キャンプ場 28,740 m ² 、バーベキュー場(屋内 6 箇所、屋外 5 箇所)、野外卓 3 箇所 教養施設 野鳥観測場 1 箇所、巻狩鍋展示場 1 箇所、 便益施設 駐車場 7 箇所 3,084 m ² (134 台)、トイレ 4 箇所、シャワー棟 1 箇所、炊事場 4 箇所、水飲み場 1 箇所、電源盤 4 箇所、コテージ 9 棟 管理施設 柵 887m、管理事務所 1 箇所、りのめ文庫(旧管理棟) 1 箇所、照明施設 91 基、汚水処理施設 1 箇所、園名石 2 箇所、案内板 3 箇所、放送設備 5 箇所、車止め 17 箇所、倉庫 4 箇所、水道(上水道 785m、中水道 979m)、キュービクル 2 箇所

4 実績

(1) 指定管理料（令和3年度～令和5年度）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
15,582,839 円	16,500,000 円	17,500,000 円	49,582,839 円

(2) 施設使用料実績（令和3年度～令和5年度）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
16,248,200 円	26,591,650 円	24,579,750 円	67,419,600 円

(3) 施設利用実績（詳細は別紙1の1～3「利用実績一覧」（P10～12）参照）

貸出施設		令和3年度	令和4年度	令和5年度
オートサイト	サイト数	856	1,207	976
フリーサイト	サイト数	1,538	2,053	1,906
コテージ	棟数	398	662	665
計		2,792	3,922	3,547

貸出施設		令和3年度	令和4年度	令和5年度
屋内 バーベキュー炉	炉数	183	452	587
屋外 バーベキュー炉	炉数	42	56	85
計		225	508	672

貸出施設	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸し自転車	140	166	179

II 管理運営の条件

1 管理の基本方針

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的扱いをしないこと。
- (3) 利用者や地域住民の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。

2 管理の基準

別紙「那須塩原市鳥野目河川公園指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とする。（詳細については、仕様書のとおり。）なお、指定管理者が、指定管理業務を一括して第三者に委託することは認めないが、部分的な業務について、専門の事業者にも再委託することは可能とする。

(1) 施設、設備の運営に関する業務

- ① 利用の受付、許可、取消し及びその他鳥野目河川公園の利用に関すること
- ② 利用料金の決定及び徴収に関すること
- ③ その他運営に伴う業務

(2) 施設、設備の維持管理に関する業務

- ① 施設、設備の維持保守管理に関すること
- ② 施設、設備の修繕に関すること
- ③ 備品等の保守管理に関すること
- ④ 付帯施設・設備、駐車場の維持保守管理に関すること

(3) その他業務

- ① 事業報告書等の作成
- ② 個人情報保護等の措置
- ③ 建設部保全管理課等関係機関との連絡調整
- ④ その他日常業務の調整

(4) 損害賠償等

- ① 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する当該施設又は当該施設の設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
- ② 指定管理者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。
- ③ 指定管理者による損害賠償の履行を確保するため、必要な保険（施設賠償責任保険等）に加入しなければならない。詳細については別途協定書で定める。

4 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間を予定）

- (1) 指定の期間は、議会の議決を経て、正式に確定する。
- (2) 那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例 9 条第 1 項の規定に基づき、指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが適切でないと認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。
- (3) 指定管理開始日から円滑に業務を遂行できるように、指定管理開始前の必要

な期間内に、市や現指定管理者から業務内容等の引継ぎを受け、必要な人員や物品等を確保し、管理人等への研修を実施しなければならない。

なお、これに要する費用は指定管理者が負担するものとする。

5 利用料金と管理運営に要する経費

(1) 有料公園施設使用料（利用料金）の取扱い

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項及び那須塩原市都市公園条例第 33 条の規定により、有料公園施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入とする。

また、指定管理者は那須塩原市都市公園条例に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて利用料金を定めるものとする。なお、指定管理者は利用料金の設定にあたっては、利用率の向上、サービスの向上に配慮することとする。

利用料金の承認基準については、以下のとおりとする。

- ①利用料金の額が条例に定める範囲内であること。
- ②利用料金の額の算出根拠が十分であること。
- ③事業計画書及び収支予算書の内容が適正であること。
- ④その他公の施設の利用料金として妥当であると認められること。

(2) 管理運営に要する経費

指定管理者の管理運営に要する経費は、公園の維持管理に必要な経費のほか、協定で定められた事業計画に基づき指定管理者が行う事業に要する経費が含まれる。

応募者は自らが管理した場合における①管理経費から②利用料金を差し引いた③指定管理料を提案するものとする。

(指定管理者の支出)	(指定管理者の収入)
①管理経費 (公園全域の維持管理) 管理運営に要する経費（指定管理者のノウハウにより縮減可能な額）	② 利用料金 施設利用料金等収入（指定管理者のノウハウにより増収可能な額）
	③指定管理料 (市が支払う委託料)

(3) 指定管理料（委託料）の基準額

指定期間 3 年間の指定管理料の提案上限額は、69,300,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、この上限額を超えた提案者は失格とする。

また、提案額は指定期間における指定管理料の上限額とし、各年度の指定管理料は指定管理者の提案額を基準に、市と指定管理者が協議を行い年度ごとに決定する。

なお、各年度の指定管理料決定のための協議の際に、指定管理者による管理運営の水準が、募集要項、仕様書、事業計画書、協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがある。減額の基準・手続等については、協定で定める。

【参考】 別紙 2 の 1～3 管理経費積算内訳等 (P13～15)

(4) 条例改正に伴う使用料の変更

条例に定める利用料金の額の範囲については、条例改正（使用料の額の見直し）により変更となることがある。この場合、条例改正後の事業計画書、指定管理料及び利用料金の額については、以下のとおり対応するものとする。

① 指定期間開始前に条例改正により使用料の額が変更された場合

ア 提案時の事業計画書、指定管理料及び利用料金の額については、公募開始時点の使用料の額に基づき算出する。

イ 事業計画書及び指定管理料については、条例改正の趣旨を踏まえ、市と指定管理者で協議し変更する。

ウ 利用料金の額については、協議後の事業計画書及び指定管理料に基づき申請する。

② 指定期間中に条例改正により使用料の額が変更された場合

ア 条例改正後の利用料金の額については、条例改正の趣旨を踏まえ、変更を指示することがあり、変更後の額については市と指定管理者で協議する。

イ 条例改正後の指定管理料の取扱いについては、利用料金の額の変更による収入の増減等を考慮し、年度末に市と指定管理者で協議する。

(5) 利用料金の減額又は免除

那須塩原市都市公園条例第 20 条及び施行規則第 11 条の規定に基づき利用料金を減額又は免除することができる場合には、利用料金を減額又は免除すること。

なお、減額又は免除による利用料金収入の減収分については、市が支払う指定管理料に含まれているものとし、別途補填は行わない。

(6) 利用料金の減額又は還付

那須塩原市都市公園条例第 19 条、施行規則第 9 条及び第 10 条の規定に基づき利用料金を減額又は還付することができる場合には、利用料金を減額又は還付すること。

(7) 利用料金の額の変更

利用料金の額の変更について、指定管理者は合理的根拠を示した上で、利用料金の変更案を市へ提案することができる。

ただし、頻回な変更(料金改定から概ね半年間)により利用者の混乱を招くお

それがあると判断される場合は、市は提案を受け付けないことがある。

(8) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者からの事業報告書と請求書の提出に基づき分割して支払う。なお、支払方法・回数等については市と指定管理者で協議の上定める。

(9) 剰余金及び減収の取扱い

市が示した基準に従って実施した指定管理業務の中で、指定管理者の経営努力により生じた利益を指定管理者が収受することを妨げない。一方で、利用料金収入の減少等により損失が生じた場合についても、原則として指定管理料による補填は行わない。

ただし、その利益が過大であると認められる場合には、指定管理者による施設利用者へのサービス改善のための新たな投資等について協議するものとし、年度途中に発生した災害その他指定管理者の責めに帰することのできない理由により減収が発生した場合の取扱いについては、市と指定管理者が協議することとする。

また、指定管理者は、利用料金収入により管理経費総額を全て賄えると市が判断した場合には、指定管理料の減額に応じなければならない。

(10) 修繕費の取扱い

修繕費は、1件当たりの見積額が30万円以下の場合は指定管理者が負担し、30万円を超える場合は市が負担するものとする。なお、年間修繕料（年間120万円）を超えることとなる場合又は資本的支出に該当する修繕の場合は、市の負担において修繕するよう協議することができる。

(11) 樹木伐採費の取扱い

樹木の伐採の費用は、指定管理者が負担すること。また、樹木を伐採するときは事前に市と協議すること。

(12) 指定管理者が変更となる場合の取扱い

①使用料の帰属（過去の年度をまたいで使用料が前納された場合）

新指定管理者の指定期間に係る施設の利用を旧指定管理者が許可し、旧指定管理者の指定期間内に使用料が納付された場合は、新指定管理者に交付しないものとする。

②利用料金の帰属

ア 新指定管理者の指定期間に係る施設の利用を旧指定管理者が許可し、旧指定管理者の指定期間内に利用料金が納付された場合は、納付を受けた旧指定管理者が預り金として保管し、新指定管理者の管理となった時点で引継ぎを行う。

イ 旧指定管理者の指定期間に係る施設の利用料金については、旧指定管理者に帰属する。

Ⅲ 申請の手続

1 申請書の提出

- (1) 提出期限
令和 6 年 7 月 31 日（水）午後 5 時（必着）
- (2) 提出先 那須塩原市建設部保全管理課
住 所：〒325-8501 栃木県那須塩原市共壘社 108 番地 2
電 話：0287 - 74 - 2620
F A X：0287 - 62 - 7224
E-mail：hozenkanri@city.nasushiobara.tochigi.jp
- (3) 提出方法 上記の提出先に持参又は郵送すること。なお、電子データについては、PDF データを CD-ROM に保存して提出すること。
- (4) 提出部数 紙媒体 4 部（正本 1 部、副本 3 部）
及び提出書類一式の電子データ（副本 1 部）

2 申請資格等

指定管理者の指定申請を行う者（共同事業体による申請にあつては、全ての構成団体）は、次の資格を満たすことを要する。

- (1) 国内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（選定委員会で決定事項）
- (2) 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者
 - ③ 自治法施行令第 167 条の 4 の規定により本市における一般入札等の参加を制限されている者
 - ④ 自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 那須塩原市暴力団排除条例（平成 24 年那須塩原市条例第 3 号）第 2 条第 1 号、第 5 号又は第 6 号に該当する者
 - ⑥ 国税又は那須塩原市の市税を滞納している者
- (3) 次のいずれにも該当する団体であること。
 - ① 施設の運営が利用者の平等利用を確保することができる団体であること。
 - ② 施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られる団体であること。
 - ③ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。

3 提出書類等

(1) 申請に当たっては、次の書類を提出すること。所定の様式に記入しきれない場合は、適宜書類を追加すること。

- ① 指定申請書（様式第 1 号）
- ② 当該施設の事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 当該施設の管理に関する業務の収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 法人の定款その他の根本規則の写し及び履歴事項全部証明書（法人である場合に限る。）
- ⑤ 当該団体の直近 3 ヶ年の決算書（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
- ⑥ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
- ⑦ 国税及び那須塩原市税（市内に事業所を有する場合に限る。）の納税証明書
- ⑧ 共同事業体の場合は共同事業体協定書兼委任状（参考様式）
- ⑨ 指定管理実績調書
- ⑩ その他、市が提出を求めた書類

(2) 申請に当たっては次の事項に留意すること。

- ① 提出書類の変更の禁止
提出期限後においては、提出書類の内容変更は原則認めない。
- ② 虚偽の記載をした場合の失格
提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とする場合がある。
- ③ 提出書類の取扱い
提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ④ 申請の辞退
書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ⑤ 提出書類の著作権及び公表
提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された法人等の提出書類について、市は、その全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- ⑥ 費用負担
申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。
- ⑦ 追加書類の提出
市は、提出された書類を補足する資料の提出を求める場合がある。
- ⑧ 重複申請の禁止
共同事業体の構成団体は、別の共同事業体の構成団体となっていないこと又は、単独の申請者となっていないこと。

4 公募説明会等

申請方法、申請書類、指定管理業務、現場の状況等について説明会を次のとおり開催する。なお、説明会の出席は任意とし、指定申請の要件ではない。

- (1) 日時：令和6年7月10日（水） 13時30分～
- (2) 場所：那須塩原市役所 本庁舎会議室
- (3) 申込期限：：令和6年7月5日（金）午後5時まで
- (4) 参加人数：1団体2名以内
- (5) 申込方法：別紙3公募説明会参加申込書に必要事項を記入し、Ⅲ 申請の手続1(2)提出先へ電子メールで送付すること。
- (6) その他：説明会の後、対象施設の見学会を行う。

5 質問事項の受付

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：令和6年7月1日（月）～ 7月12日（金）午後5時まで
- (2) 申請方法：別紙4質問票に必要事項を記入し、Ⅲ 申請の手続1(2)提出先へ電子メールで送付すること。なお、電話、口頭による質問は受け付けない。
申請を予定している全法人等を対象に回答するため、送付を希望する法人等は、質問受付期間中に、別紙4指定管理者募集に関する質問票に必要事項を記載の上、提出すること。
- (3) 回答方法：電子メールにより令和6年7月19日（金）午後5時までに回答予定。

Ⅳ ヒアリング・選定基準

応募団体に対するヒアリングを実施する。ヒアリング内容を基に那須塩原市指定管理者選定委員会で審査し、指定管理者候補者を選定する。

選定基準	審査項目	配点
1 施設の管理運営能力	(1) 申請団体の経営状況 財務状況、運営体制に問題がなく、指定管理期間中の業務の継続に不安がないか	10 点
	(2) 管理運営に係る人的・物的体制 職員配置、組織体制の役割分担が明確化されており、かつ拠点施設からの支援体制等も万全か	20 点
2 住民サービスの向上	(1) 利用者の安全性の確保 事故や災害等に対して具体的な予防策や安全策が示されており、かつ実行性のある内容か	10 点
	(2) 利用者に対するサービスの向上 利用者を増やすための具体的な取組が示されているか	20 点
	(3) 施設の効果的な活用 公園の自然を保全し、かつ施設の魅力を最大限発揮できる取組が示されているか	10 点
3 実績の有無	(1) 実績の有無 これまでに指定管理業務において、管理運営及び自主事業に十分な実績があるか	10 点
4 管理経費の縮減	(1) 指定管理料の提案額 利用料金額は適正か、コスト削減のための工夫があり、かつ実現可能な収支計画か	20 点

【ヒアリング日程】

- ① 実施日：令和6年8月22日（木）9時30分～ （予定）
- ② 時間：1団体につき30分を予定しており、申請者は20分程度で説明し、その後、質疑応答を10分程度予定している。
- ③ 場所：那須塩原市本庁舎会議室
- ④ 参加人数：1団体当たり5名以内とする。
- ⑤ その他：詳細については、申請を行った団体に別途通知する。

V 選定結果及び指定の通知等

- (1) 選定結果については、応募全法人等に文書で通知する。なお、通知は令和 6 年 10 月下旬までに行う予定。
- (2) 指定管理者の候補者に選定された法人等は、自治法の規定に基づき議会の議決により確定し、議決後告示するとともに、文書にて指定及び不指定の通知をする。

VI 協定の締結

1 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、次に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

(1) 基本協定

指定期間全体（3 年間）を通じて適用する事項は基本協定を締結する。

【基本協定の主な内容（予定）】

- ① 管理業務の基本的項目（業務の内容、管理施設の範囲等）
- ② 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ③ 管理業務に関する責任分担に関する事項
- ④ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ⑤ 業務報告に関する事項（定期報告等）
- ⑥ 指定の取消し等に関する事項
- ⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑨ その他

(2) 年度協定

年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）ごとに取り決めるべき事項については、年度協定を締結する。

【年度協定の主な内容（予定）】

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ③ その他

(3) その他

指定管理者が管理の開始前までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結せず、又は協定を解除できるものとする。

- ① 財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき。
- ② 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるとき。

令和 3 年度鳥野目河川公園オートキャンプ場利用実績一覧

貸 出 施 設		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
オートサイト	サイト数	69	164	40	134	19	0	156	110	64	29	20	51	856
フリーサイト	サイト数	189	215	91	189	37	0	250	210	133	53	52	119	1,538
コテージ	棟数	33	43	26	68	29	0	42	39	54	24	7	33	398
計	利用施設数	291	422	157	391	85	0	448	359	251	106	79	203	2,792

貸 出 施 設		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
屋 内 バーベキュー炉	炉数	28	40	28	59	8	0	7	3	5	1	0	4	183
屋 外 バーベキュー炉	炉数	7	7	1	9	0	0	1	7	1	2	2	5	42
計	炉数	35	47	29	68	8	0	8	10	6	3	2	9	225

貸 出 施 設		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
計	利用台数	2	61	19	19	0	0	23	4	0	3	0	9	140

令和 4 年度鳥野目河川公園オートキャンプ場利用実績一覧

貸 出 施 設		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
オートサイト	サイト数	128	205	53	129	226	88	209	77	35	25	9	23	1,207
フリーサイト	サイト数	214	330	110	167	250	182	349	176	97	49	64	65	2,053
コテージ	棟数	30	54	24	80	155	46	122	29	51	22	15	34	662
計	利用 施設数	372	589	187	376	631	316	680	282	183	96	88	122	3,922

貸 出 施 設		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
屋 内 バーベキュー炉	炉数	21	56	36	71	89	50	53	23	13	2	5	33	452
屋 外 バーベキュー炉	炉数	4	9	2	4	10	8	6	4	2	1	0	6	56
計	炉数	25	65	38	75	99	58	59	27	15	3	5	39	508

貸 出 施 設		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
計	利用台数	12	36	9	24	34	18	9	8	4	5	2	5	166

令和 5 年度鳥野目河川公園オートキャンプ場利用実績一覧

貸 出 施 設		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
オートサイト	サイト数	93	191	35	113	142	120	130	88	24	10	17	13	976
フリーサイト	サイト数	203	297	95	182	182	189	280	210	91	39	62	76	1,906
コテージ	棟数	44	65	27	76	165	45	48	51	47	27	26	44	665
計	利用 施設数	340	553	157	371	489	354	458	349	162	76	105	133	3,547

貸 出 施 設		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
屋 内 バーベキュー炉	炉数	41	82	50	101	146	54	57	26	6	1	7	16	587
屋 外 バーベキュー炉	炉数	9	21	1	11	11	7	13	4	2	1	3	2	85
計	炉数	50	103	51	112	157	61	70	30	8	2	10	18	672

貸 出 施 設		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
計	利用台数	39	40	5	21	22	17	15	4	8	4	0	4	179

別紙 2 の 1 管理経費積算内訳

(単位：千円)

項 目	R7	R8	R9	合計額	内 訳
(1)人件費	25,000	25,000	25,000	75,000	総括管理責任者 1 名、管理運營業務職員 1 名、受付業務職員 2 名、現場作業業務職員 4 名（法定福利費含む）
(2)消耗品費	1,300	1,300	1,300	3,900	事務用、施設管理用、緑地管理用消耗品、参考図書 等
(3)印刷製本費	100	100	100	300	パンフレット印刷 等
(4)燃料費	500	500	500	1,500	車両燃料、作業機械燃料、暖房燃料代 等
(5)光熱水費	3,800	3,800	3,800	11,400	電気料、上下水道料、ガス代 等
(6)修繕費	1,200	1,200	1,200	3,600	施設、設備、車両、作業機械等修繕 等（指定管理者が負担した修繕）
(7)手数料	3,300	3,300	3,300	9,900	ゴミ処理料、クリーニング、振込手数料 等
(8)通信運搬費	500	500	500	1,500	電話、切手、インターネット回線使用料 等
(9)広告費	700	700	700	2,100	雑誌等広告掲載費 等
(10)保険料	400	400	400	1,200	施設賠償、自動車保険 等
(11)委託料	8,300	8,300	8,300	24,900	HP 作成、樹木剪定、刈込み、草刈、パソコン・プリンタ・コピー機保守、予約システム保守、浄化槽保守点検、コテージ清掃、消防設備点検、電気工作物保安点検、管理事務所機械警備 等
(12)使用料	300	300	300	900	NHK受信料
(13)賃借料	1,200	1,200	1,200	3,600	車両、パソコン、プリンタ、コピー機、コテージ寝具 等
(14)備品購入費	200	200	200	600	事務用、作業用備品 等
(15)負担金	200	200	200	600	日本オートキャンプ協会、水利権使用 等
(16)租税公課	1,700	1,700	1,700	5,100	消費税及び地方消費税、印紙代、重量税 等
(17)新聞図書費	100	100	100	300	館内配架新聞、図書費 等
(18)研修・旅費	100	100	100	300	研修 等
合計	48,900	48,900	48,900	146,700	

別紙 2 の 2 利用者数と収納実績（過去 3 カ年間）

	項目	R3	R4	R5	合計	備考
利用者数 (人)	オートキャンプサイト	2,435	3,581	3,008	9,024	34 サイト
	電源付サイト					12 サイト
	フリーテントサイト	3,316	4,606	4,406	12,328	50 サイト
	コテージ	2,463	4,103	4,145	10,711	6 人用 6 棟 10 人用 2 棟 12 人用 1 棟
	屋内バーベキュー	1,170	3,102	4,477	8,749	6 炉
	屋外バーベキュー	162	343	583	1,088	5 炉
	自転車	140	166	179	485	15 台
	シャワー					14 基
	洗濯機					3 台
	乾燥機					3 台
	小計	9,686	15,901	16,798	42,385	
使用料 (千円)	オートキャンプサイト	2,392	3,452	2,884	8,728	4,000 円/サイト
	電源付サイト	1,370	1,735	1,295	4,400	5,000 円/サイト
	フリーテントサイト	3,196	4,088	3,832	11,116	2,000 円/サイト
	コテージ	8,546	15,257	14,017	37,820	6 人用 18,000 円/棟 10 人用 25,000 円/棟 12 人用 30,000 円/棟
	屋内バーベキュー	641	1,652	2,091	4,384	1,000 円/時間
	屋外バーベキュー	75	97.5	150.5	323	500 円/時間
	自転車	28.2	36.6	36.2	101	200 円/台（2 時間）
	シャワー	0	192.8	206.2	399	100 円/回（5 分）
	洗濯機	0	51.4	25	76.4	200 円/回
	乾燥機	0	32.1	23.4	55.5	100 円/回
	小計	16,248.2	26,594.4	24,560.3	67,402.9	
公園内行為使用料		0	1.2	31.2	32.4	
減免額		0	△4	△11.8	△15.8	JAC 会員、スポーツ少年団等
休業補填金		8,233.5	2,031.6	0	10,265.1	市からの指示で休業させた補填金
合計		24,481.7	28,623.2	24,579.7	77,684.6	

※令和 7～9 年度の利用料金の収納予定額は、年間 25,800 千円を見込んでいる。

別紙 2 の 3 利用料金の減免

※那須塩原市都市公園条例第 20 条及び那須塩原市都市公園条例施行規則第 10 条の規定に基づき利用料金を減免すること。なお、減免による利用料金収入の減収分については、指定管理料に含まれるものとし、別途補填は行わない。

日本オートキャンプ場協会（J A C）会員に対する 20%割引	R3 年度		R4 年度		R5 年度	
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
オートサイト (4,000 円)	0 件	0 円	4 件	3,200 円	0 件	0 円
電源有 (5,000 円)	0 件	0 円	4 件	800 円	1 件	5,000 円
フリーサイト (2,000 円)	0 件	0 円	0 件	0 円	1 件	800 円
合計①	0 件	0 円	8 件	4,000 円	2 件	5,800 円

バーベキュー炉 の減免	R3 年度		R4 年度		R5 年度	
全額免除	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
中学生海外派遣研修事業 ※教育委員会主催の事業のため	0 件	0 円	0 件	0 円	0 件	0 円
半額減免	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
スポーツ少年団のレクリエーション	0 件	0 円	0 件	0 円	1 件	6,000 円
部活動	0 件	0 円	0 件	0 円	0 件	0 円
子供会・育成会	0 件	0 円	0 件	0 円	0 件	0 円
小計	0 件	0 円	0 件	0 円	1 件	6,000 円
合計②	0 件	0 円	0 件	0 円	1 件	6,000 円
減免合計（①＋②）	0 件	0 円	8 件	4,000 円	3 件	11,800 円

公募説明会参加申込書

那須塩原市建設部保全管理課 行

E-mail : hozenkanri@city.nasushiobara.tochigi.jp

○申込期限：令和 6 年 7 月 5 日（金）午後 5 時まで

○申込方法：本様式に記入の上、E-mail に添付して、上記メールアドレスに送付

○説明会の参加は任意とし、指定申請の要件ではない。

案件名	那須塩原市鳥野目河川公園指定管理者
団体名	
所在地	
担当者	
E-mail	
TEL	

別紙 4

指定管理者募集に関する質問票

那須塩原市建設部保全管理課 行

E-mail : hozenkanri@city.nasushiobara.tochigi.jp

○受付期間：令和 6 年 7 月 1 日（月）～ 7 月 12 日（金）午後 5 時まで

○申込方法：本様式に記入の上、E-mail に添付して、上記メールアドレスに送付

○回答方法：E-mail で令和 6 年 7 月 19 日（金）午後 5 時までに回答する予定。

○質問がない場合でも、他法人等から出された質問の回答を希望する法人等は、この質問票を提出すること。

○他法人等の質問に対する回答の配信希望 （ 有 ・ 無 ）

案件名	那須塩原市鳥野目河川公園指定管理者
No	質 問 事 項
団体名	
所在地	
担当者	
E-mail	
TEL	